

長野県王滝村 田の原 御嶽山の大パノラマを借景に 飲食と物販を提供する店舗運営者を募集します！



飲食・休憩スペース



室内から御嶽山を眺望

応募期間：令和8年2月18日～3月19日



売店コーナー（奥側）



厨房

長野県王滝村では、御嶽山登山者や田の原来訪者へ飲食提供等施設として「(仮称)田の原観光センター」を令和7年11月に建設しました。来訪者に対して居心地のよいサービスの提供、そして地域に貢献できる施設となるよう、村有施設の貸付(賃貸)を行います。店舗運営者を企画提案による総合評価方式(公募型プロポーザル)により募集しますので応募ください。

主な募集要項

1. 募集対象施設

項目	内容
施設名称	(仮称)田の原観光センター ※愛称を募集中です。3月末に決定します。
所在地	木曾郡王滝村御岳国有林2453ハ林小班
構造・面積	木造平屋建て、建築面積342.08㎡ トイレ・多目的室・女子更衣室:32.1㎡ 飲食・休憩:111.2㎡ 売店:29.0㎡ 厨房:41.4㎡
営業可能期間	冬期間(11月から翌年4月まで)は積雪による道路通行止のため営業はできません。
席数	50席(カウンター16席、テーブル36席)
設備	FFヒーター3台、エアコン(厨房1台、職員室1台)、放送設備、Wi-Fi設備
厨房設備	スチームコンベクションオープン1台、ガステーブル(バーナー5個)1台、スプレンジ(バーナー1個)2台、冷凍麺釜2台、電気卓上ウォーマー(湯煎式)4台、冷蔵庫1049L1台、冷凍庫1046L1台、テーブル型冷凍庫333L1台、テーブル型冷蔵庫245L1台、食器洗浄機(ラック500*500、処理数68)、テーブル型冷蔵ショーケース270L1台、キューブアイスメーカー1台、ティーサーバー(ATE-250HWB)、券売機(VT-B20)、シエル72台、ワークテーブル6台、シンク4台、キャビネットテーブル3台、オーバーシエル73台
備品	机、椅子、書架、ベンチなどの備品家具は令和8年5月末に納品予定です。 炊飯器、電子レンジ、食器類、調理器具などはありません。
調理可能範囲	浄化槽の規模から、脂分が多い中華やラーメンは不可。揚げ物はスチームコンベクションオープンで対応。

裏面に続く ⇒

2. 貸付期間 令和8年6月1日～令和13年3月31日(5年間)
3. 貸付料 営業期間中の損益に関わらず、売上高(仕入れ控除後)に40/100を乗じて得た金額の範囲内とします。その乗じる割合(%値)をご提案下さい。

4. 基本条件

- (1) 利用者が使用するトイレ、多目的室および女子更衣室の管理・清掃については、賃借人にて良好な状態で機能を提供してください。
- (2) 建物等および施設の備品は、貸付時点における現状有姿で貸し付けるものとし、いかなる瑕疵についても村は一切の責任を負いません。
- (3) 営業に必要となる設備等の搬入・搬出、または営業等に必要となる法的な手続き等は、賃借人の費用負担及び責任で行ってください。
- (4) 現状の建物等を活用することとし、後利用を目的として工事等は賃借人が行うものとします。
- (5) 賃借人が改修工事を実施する場合は、事前に村と改修工事に関する協議してください。なお、建物の構造及び躯体に重大な影響を与えるような工事は認めません。また、県立公園(国定公園)内に位置するため外装の改修も認めません。
- (6) 賃借人により建物等の改修及び新たに設備を設置した場合は、賃借人の負担において貸付施設を原状(貸付時点の状態)に回復し返還してください。ただし、村が認めた場合は、現状のまま返還できるものとします。
- (7) 賃借人は、造作の買取り並びに必要な経費及び有益費の償還等の請求を行うことはできません。
- (8) 維持管理経費及び修繕・改修工事の負担区分
村が負担: 消防・浄化槽設備保守点検、建物保険料、国有地借地料、修繕費(経年劣化、基幹部分)
賃借人が負担: 浄化槽清掃費、水道光熱費、通信料、厨房設備の冬季水抜き・試運転調整費、券売機維持費、退去時クリーニング費、賃借人の原因による修繕・改修費

5. その他の条件

- (1) 運営時における衛生管理
関係法令及び国・県・村の定める基準等を遵守し、適正な衛生管理を行ってください。
- (2) 公序良俗に反する使用の禁止
賃借人は、建物等を公序良俗に反する行為に使用することはできません。
- (3) 騒音や振動が発生する使用の禁止
賃借人は、建物等において騒音又は大きな振動が発生させる恐れがある用途や行為はできません。
- (4) 風俗営業等の禁止
賃借人は、建物等を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供することはできません。
- (5) 用途の制限
① 賃借人は、建物等を事業開始後は飲食の提供・売店としての用途および公募型プロポーザルで村に提出した事業企画提案書の内容に基づく用途に供しなければならないものとします。ただし、合理的な理由により当該用途を変更する必要があるが生じ、村の承認を得たときはこの限りではありません。
② 令和8年6月末から令和8年7月1日の午前中まで、建物等の竣工式および御嶽山開山祭のため営業ができません。
③ 令和8年度から9年度(予定)まで施設前(御嶽山側)で園地造成工事を行いますのでご了承ください。
- (6) その他
建物等の利用等にあって必要な契約や法令等で定める必要な手続きがあれば賃借人の責任において手続きを行ってください。

6. 応募資格

本プロポーザルに応募する資格を有する者は、自ら事業経営を行い、かつ、本事業を推進し、実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有し、「(仮称)田の原観光センター施設貸付事業公募型プロポーザル募集要項」10-(1)の要件を満たす個人事業主、団体及び法人とします。

7. 応募・審査方法

- (1) 募集期間 令和8年2月18日(水)～令和8年3月19日(木)
- (2) 現地見学 冬期間通行止めのため現地見学はできません。
- (3) 提出書類 令和8年3月19日までに次の書類を提出して下さい。参加意思確認書、誓約兼照会承諾書、企画提案書、【個人】住民票、確定申告の写し、身分証明書、納税証明書、営業に関する資格等の写し【法人】登記簿謄本、納税証明書、決算書、定款、営業に関する資格等の写し
- (4) 審査方法 1次審査(書類審査)により得点上位5者程度を選定。2次審査(プレゼン)により最優秀提案者(優先交渉権者)と優秀提案者(次点交渉権者)を決定します。

詳細は、村HPから「(仮称)田の原観光センター施設貸付事業公募型プロポーザル募集要項」をご覧ください。

問い合わせ先 長野県王滝村役場 総務課 財産管理係 電話0264-48-2001(代表)